

八頭町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年9月

令和4年9月改定

令和6年3月改定

鳥取県八頭郡八頭町

目 次

1. 基本的な事項	
(1) 八頭町の概況	1
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ 過疎の状況	1
ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性に配慮した社会的経済的発展の 方向の概要	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	8
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	8
(7) 計画期間	8
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	8
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	9
(1) 現状と問題点	9
(2) その対策	9
(3) 計画	11
3. 産業の振興	11
(1) 現状と問題点	11
(2) その対策	13
(3) 計画	15
(4) 産業振興促進事項	15
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	16
4. 地域における情報化	16
(1) 現状と問題点	16
(2) その対策	17
(3) 計画	18
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	18
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	18
(1) 現状と問題点	18
(2) その対策	20
(3) 計画	21
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	22
6. 生活環境の整備	22
(1) 現状と問題点	22

(2) その対策	23
(3) 計画	24
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	25
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	25
(1) 現状と問題点	25
(2) その対策	26
(3) 計画	28
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	28
8. 医療の確保	28
(1) 現状と問題点	28
(2) その対策	29
(3) 計画	29
9. 教育の振興	29
(1) 現状と問題点	29
(2) その対策	30
(3) 計画	31
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	32
10. 集落の整備	32
(1) 現状と問題点	32
(2) その対策	32
(3) 計画	33
11. 地域文化の振興等	33
(1) 現状と問題点	33
(2) その対策	33
(3) 計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	34
12. 脱炭素化・再生可能エネルギーの利用の推進	34
(1) 現状と問題点	34
(2) その対策	34
(3) 計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	34
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	35
(1) 現状と問題点	35
(2) その対策	35
(3) 計画	35

1. 基本的な事項

(1) 八頭町の概況

ア 八頭町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

八頭町は鳥取県の東南部に位置しており、周囲は扇ノ山など1,000mを越える山々に囲まれ、これらを源流とする大小多数の河川が合流して八東川となり、さらに千代川へ合流し日本海へ注いでいる。この大小河川の流域には帯状に耕地が開け、こうした地形を活かして、古くから農林業が盛んな地域であり、稲作を中心に、梨、柿、りんごなど果樹栽培や白ネギ等の野菜栽培が盛んに行われている。面積は206.71km²で、約80%が山林・原野である。

本町の気候は、夏季に好天が多く、冬季に積雪をみる典型的な日本海側気候といえる。

気温については、令和2年の智頭町（八頭郡の気温観測地点）の年間平均気温が12.9℃、また、降水量は、若桜町（八頭郡の降水量観測地点）の年間降水量が2,095mmである。

本町は新しいまちづくりに向けて平成16年5月に地方自治法及び合併特例法に基づく「郡家町・船岡町・八東町合併協議会」を3町で設置し、平成17年3月31日に新町「八頭町」が誕生した。なお、郡家地域は、昭和32年に郡家町、上私都村と中私都村が合併して郡家町、船岡地域は、昭和27年に船岡町、隼村と大伊村が合併して船岡町となり、八東地域は、昭和34年に八頭村と丹比村が合併して八東町となった。

交通アクセスの状況は国道29号が本町を縦断し、また県道河原インター線により国道29号と鳥取自動車道が接続しており、山陰と京阪神を結ぶ道路網として重要な路線となっている。

八頭町の経済的諸条件は、農業が主幹産業である当地域において、ほ場整備事業はほぼ完了している。特に八東地域においては、水田からの転換果樹団地によるフルーツ生産が精力的になされている。しかし、農業を取り巻く状況は、農業従事者の減少や高齢化による担い手不足、耕作放棄地や鳥獣被害の増加など深刻な課題が山積している。

町内面積の80%（16,557）を占める森林は、年齢構成の不均衡が課題となっており、伐って植えて育てるという循環型の林業経営を推進する必要がある。

第二次産業は、縫製、電気機械等の製造業や建設業の事業所はあるが規模は小さい。

平成17年3月の合併前より企業誘致に努力し雇用の促進に努めたものの、数年来の不景気により既存企業の中には事業規模の縮小も見られ、地域雇用の面でも問題を抱えている。

商店は、そのほとんどの売場面積が狭小で食料品、日用必需品の販売を主としているが、後継者不足から閉店する商店も多い。

イ 過疎の状況

八頭町の総人口は、昭和55年から昭和60年にかけてやや増加したものの、それ以降は急速に減少している。年少人口（15歳未満）割合は、鳥取県全体と比べて低い水準で推移している一方、老年人口（65歳以上）割合は、高い水準で推移しており、少子高齢化が県全体と比べても早い段階で進行している。現在の町全体の人口は、年々減少を続けており、昭和55年と令和2年を比較すると25.2%減少し、昭和55年の人口のおよそ4分の3程度となっている。

八東地域は、昭和46年に過疎地域に指定されて以来、過疎対策を積極的に推進してきた。

昭和45年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」のもと、道路等の交通条件の整備を中心として、細見地区の集落移転（昭和47年）、企業誘致、小集落地区改良事業等の住環境整備や、保育所、中学校の改築、中央公民館や山村開発センターなどの多目的集会施設の整備、ほ場整備事業

やライスセンター等農業生産施設の整備に取り組んだ。

昭和55年からの「過疎地域振興特別措置法」のもと、引き続き企業誘致に努めるとともに、道路整備を基幹として、防災行政無線施設の整備、既存簡易水道の統合整備を図るとともに、小学校の改築、若者体育館などの社会体育施設の整備、観光振興対策として「八東ふる里の森」の整備に取り組んだ。

平成2年からの「過疎地域活性化特別措置法」のもと、総合運動公園、地域福祉センター、八東フルーツ総合センター及び保健センターの整備に取り組み、下水道施設の整備を終えた。

平成12年からの「過疎地域自立促進特別措置法」のもと、若者の定住を図るべく平成14年度と平成15年度に第1期工事を、平成19年度と平成20年度に第2期工事を行い、51区画の分譲宅地を造成した。町外からの申込みも多く、平成24年5月末で51区画すべての分譲が完了した。また、上水道施設の整備を継続し促進するとともに、道路整備、集会所の整備、消防車両の更新、若桜鉄道の鉄道施設の設備更新、軌道保守・維持管理及び中学校統合に伴うスクールバスの購入などに取り組んだ。

前回の計画期間である平成27年から令和2年も引き続き、道路整備、小学校の統合、保育所の統合及び若桜鉄道の鉄道施設の設備更新、軌道保守・維持管理など過疎対策を積極的に取り組んだ。

郡家・船岡地域は、国庫補助金等の活用や単独事業により昭和50年代から平成17年3月の合併まで道路等の交通条件の整備、町営住宅の整備、小学校・保育所の改築、中央公民館・老人福祉センター・保健センターの新築等に取り組み、合併後も廃校となった船岡地域の小・中学校の民間企業利用のための改修等を行い地域活性化や人口減少対策を積極的に取り組んだ。

しかし、過疎地域を取り巻く状況は依然厳しく、人口減少による担い手不足によりコミュニティの存続や空き家の増加、地域交通の現状も課題であり、特に高齢者等の移動ニーズの変化による公共交通の維持が困難となっている。今後も地域で少子高齢化が急速に進むことが予想されるため、これまでの「過疎地域自立促進計画」の成果等を踏まえ、少子高齢化対策や定住化施策を継続し、積極的に過疎地域の持続的発展を推進することが必要である。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性に配慮した社会経済的発展の方向の概要

八頭町は、全域が中山間地域に属し、多くの集落が存在しており、古くから農林業を主たる産業として、稲作を中心に梨、柿などの果樹栽培も行われるなど、集落ごとのまとまりをもって地域が維持されてきたが、少子高齢化による後継者不足や第一次産業の衰退など、地域経済をめぐる環境は大変厳しい状況となっている。社会経済的には、鳥取県東部の中心である鳥取市との関わりが強く、就業の面からも鳥取市で就業する人が多い。

中山間地域である本町が有する特色ある自然景観や伝統文化を継承・発展させていくことが今後の地域づくりに必要である。これらに配慮しながらＩＪＵターン者や若者が移住・定住できる環境を整備し、地域資源を有効活用した産業振興を推進し雇用の創出を図る必要がある。

また、圏域住民の憩いの場である「姫路公園」「船岡竹林公園」「八東ふる里の森」などの施設が八頭町の観光資源としての役割を担っていくよう期待されている。特に、若桜鉄道の観光列車化などの観光振興や情報発信をしたことにより、町内への観光入込客数は32.3万人（平成26年度）から69.1万人（平成30年度）へと大幅に増え、人の流れに加え、認知度も高まり、活気

のあるまちづくりに向けて大きな成果があがった。

（２）人口及び産業の推移と動向

町内の人口は、令和２年の国勢調査で１５，９３７人となっており、年齢階層別にみると、年少人口（０～１４歳）が１，８５３人、生産年齢人口（１５～６４歳）が８，２９０人、老年人口（６５歳以上）は５，７９４人となっており、総人口に対し、年少人口は１１．６％、生産年齢人口は５２．０％、老年人口は３６．４％を占めている。また、町内の過去５年間の年間平均出生者数は８８人である。

人口推移は、昭和３５年から昭和５０年の１５年間で１７．２％と大幅に減少したものの、昭和５０年から平成２年の１５年間はほぼ横ばいで推移している。しかし、平成２年から平成１７年の１５年間は７．９％、平成１７年から平成２７年の１０年間は１２．６％、平成２７年から令和２年の１０年間で６．２％と再び大幅に減少しており、人口減少に歯止めがかからない状況である。

若年者（１５～２９歳）比率は昭和３５年の２１．２％から昭和５０年の２２．１％と微増したが、平成２年には１５．２％となり大幅に低下した。平成１７年は１５．７％とわずかながら上昇したものの、平成２７年には１１．８％と再び大幅に低下している。一方、高齢者比率は昭和３５年の８．１％から一貫して上昇を続けており、平成１７年には２７％近くになり、平成２７年には３２％、令和２年には３６％を超えて少子高齢化は確実に進んでいる。

町内における令和２の就業者数は８，４９１人である。就業者数の推移をみると、昭和３５年の１２，９５３人から昭和５０年の１２，００２人の１５年間で９５１人の減少となった。平成２年は１１，８５８人となり昭和５０年と比較して１５年間で１４４人の減少となり、減少幅は縮小したが、令和２年は８，４９１人となり、平成１７年度の１０，４４３人と比較して１５年間で１，９５２人の大幅な減少となった。

産業構造の変化を見ると、就業人口比率は昭和３５年には第一次産業６２．９％、第二次産業１５．２％、第三次産業２１．９％で農林業を中心とした構造であったが、昭和５０年には第一次産業３８．１％、第二次産業２９．８％、第三次産業３２．０％と第一次産業の減少、第二次産業の第三次産業の増加となった。平成２年度も同様の傾向であったが、平成１７年には第二次産業も減少に転じ、平成２７年には第一次産業１９．４％、第二次産業２３．９％、第三次産業５４．６％となっている。

今後の八頭町の人口推計は令和３２年の総人口は７，９０７人となり現在の半分以下となることが予想される。年齢階層別にみると、年少人口が６９５人、生産年齢人口が３，１５７人、老年人口が４，０５５人となる推計となっており、総人口に対し、年少人口は８．８％、生産年齢人口は３９．９％、老年人口は５１．３％を占めると予想される。今後も出生率の低下や若年層の流出による人口減少が予想され、少子・高齢化の傾向は続くものと考えられる。

表 1-1 (1) 人口の推移 (八頭町)

区 分	昭和 55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 21,303	人 21,091	% △0.1	人 19,434	% △7.9	人 16,985	% △12.6	人 15,937	% △6.2
0歳～14歳	4,287	4,266	0	2,719	△36.3	2,075	△23.7	1,853	△10.7
15歳～64歳	13,966	13,025	△0.7	11,477	△11.9	9,463	△17.5	8,290	△12.4
うち 15歳～ 29歳 (a)	4,357	3,201	△26.5	3,052	△4.7	2,001	△34.4	1,697	△15.2
65歳以上 (b)	3,050	3,800	24.6	5,238	37.8	5,447	4.0	5,794	6.4
(a)/総数 若年者比率	% 20.4	% 15.2	—	% 15.7	—	% 11.8	—	% 10.6	—
(b)/総数 高齢者比率	% 14.3	% 18.0	—	% 27.0	—	% 32.1	—	% 36.4	—

資料出所) 国勢調査 (総務省統計局)

表 1-1 (2) 人口の見通し (八頭町)

区 分	平成27年 (2015年)	令和12年 (2030年)		令和22年 (2040年)		令和32年 (2050年)		令和42年 (2060年)	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 16,985	人 12,881	% △22.6	人 10,320	% △19.9	人 7,907	% △23.4	人 5,944	% △24.8
0歳～14歳 (a)	2,075	1,344	△27.2	967	△28.1	695	△28.1	504	△27.5
15歳～64歳 (b)	9,463	6,089	△30.9	4,556	△25.2	3,157	△30.7	2,279	△27.8
65歳以上 (c)	5,447	5,448	△8.9	4,797	△11.9	4,055	△15.5	3,161	△22.0
(a)/総数 年少人口比率	% 12.2	% 10.4	—	% 9.4	—	% 8.8	—	% 8.5	—
(b)/総数 生産年齢者比率	% 55.7	% 47.3	—	% 44.1	—	% 39.9	—	% 38.2	—

(C)/総数	%	%	—	%	—	%	—	%	—
高齢人口比率	32.1	42.3	—	46.5	—	51.3	—	53.2	—

資料出所) 国勢調査 (総務省統計局)

令和12年以降は八頭町人口ビジョン (八頭町)

表1-1(3) 産業別人口の動向 (八頭町)

区 分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	人口比率	実数	人口比率	実数	人口比率	実数	人口比率	実数	人口比率
総 数	人 12,481	% —	人 11,858	% —	人 10,443	% —	人 8,934	% —	人 8,491	% —
第一次産業 就業人口	人 4,146	% 33.2	人 3,097	% 26.1	人 2,121	% 20.3	人 1,513	% 16.9	人 1,199	% 14.1
第二次産業 就業人口	人 3,816	% 30.6	人 4,109	% 34.7	人 2,949	% 28.2	人 2,108	% 23.6	人 1,976	% 23.3
第三次産業 就業人口	人 4,514	% 36.2	人 4,649	% 39.2	人 5,333	% 51.1	人 5,140	% 57.6	人 4,972	% 58.5
分類不能	人 5	% 0.0	人 3	% 0.0	人 40	% 0.4	人 173	% 1.9	人 344	% 4.1

資料出所) 国勢調査 (総務省統計局)

(3) 行財政の状況

地方公共団体の財政力を示す指数においては、令和2年度0.23と低い水準にあり、独自財源の割合が低く普通交付税に大きく依存する状況である。

公債費負担比率は、数値が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示すもので、一般的には、財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされており、令和2年度の本町の数値は14.3%と警戒ラインを僅かに下回っている。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は令和2年度には92.6%に達し、増加傾向にあり、弾力性を失いつつある状況となっている。

広域行政は現在、鳥取市を中心とする1市4町(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)で鳥取県東部広域行政管理組合を組織し、消防、し尿処理、不燃物処理、介護認定等に対応しており、広域圏の整備計画の事務を行っている。可燃物については鳥取市にある「リンピアいなば」が令和4年4月から試運転を行い、本格稼働を目指している。

また、少子・高齢化の急速な進行と生産年齢人口の減少、地方から都市圏への人口の流出など地方が抱える諸課題への対策として、1市6町(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県新温泉町、香美町)により因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏連携協定を締結し、生活圈や経済圏を一体とする自治体それぞれの資源や特徴を活かして連携協力し、活力のある社会経済を維持するための取り組みを推進している。

表1-2(1) 財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳 入 総 額 A	13,646,446	11,043,153	13,450,624
一 般 財 源	7,123,384	6,904,344	6,889,603
国 庫 支 出 金	3,110,006	1,014,701	3,197,284
都道府県支出金	1,380,001	1,170,607	967,598
地 方 債	1,246,000	664,600	1,287,585
うち過疎債	77,100	96,400	263,600
そ の 他	787,055	1,288,901	1,108,554
歳 出 総 額 B	13,283,648	10,457,567	12,639,152
義 務 的 経 費	4,196,257	4,442,303	4,741,510
投 資 的 経 費	3,507,182	961,827	1,427,950
うち普通建設事業	3,507,182	961,827	1,427,950
そ の 他	5,580,209	5,053,437	6,469,692
過 疎 対 策 事 業 費	154,673	184,079	523,520
歳入歳出差引額 C (A-B)	362,798	585,586	811,472
翌年度へ繰越すべき財源 D	65,601	46,873	107,612
実 質 収 支 C-D	297,197	538,713	703,860
財 政 力 指 数	0.249	0.234	0.233
公 債 費 負 担 比 率	12.0	14.5	14.3
実 質 公 債 費 比 率	12.5	8.2	9.4
経 常 収 支 比 率	80.7	82.5	92.6
将 来 負 担 比 率	82.3	24.9	15.7
地 方 債 現 在 高	11,576,741	12,056,734	12,148,656

資料出所) 地方財政状況調査 (総務省自治財政局財務調査課)

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況 (八頭町)

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市 町 村 道	172,694	201,802	229,056	249,194	252,913
改 良 率 (%)	24.8	46.3	50.8	54.2	55.1
舗 装 率 (%)	66.5	86.6	91.5	94.3	94.4
農 道					
延 長 (m)	-	-	-	109,913	96,799
耕地1h a 当たり農道延長(m)	174.7	184.4	204.2	-	-
林 道					
延 長 (m)	-	-	-	68,309	69,535
林野1h a 当たり林道延長(m)	10.0	9.8	11.3	-	-

水道普及率 (%)	72.8	82.5	90.9	98.3	98.5
水洗化率 (%)	-	0.6	49.9	86.8	92.9
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	1.5	1.6	1.0	-	-

資料出所) 公共施設状況調査 (総務省自治財政局財務調査課)

(4) 地域の持続的発展の基本方針

八頭町では、旧町時代から交通条件や公共施設等が整備され、地域の特性を活かした創意と主体性を基軸とした地域づくりを進めてきた。しかしながら、本町の中でも特に若者の流出と高齢化の進行が顕著であり、それにもなつて集落機能の維持、地域活力の低下の懸念がある。このため地域住民の積極的な参画を得ながら、若者定住施策や高齢者対策に積極的に取り組むとともに、都市部など地域外との積極的な交流・連携を通じて地域活力の向上を図ることが重要である。あわせて、若者定住、I J Uターン対策のため、企業誘致、空き家・空き店舗対策、広域幹線道路網の整備などを推進するとともに、地域ぐるみでの子育て支援の体制づくりを進める必要がある。また、高齢者に対しては、生きがいつくり施策を一層進展させるとともに、障がいのある人の自立と社会参加の実現に向けて積極的な施策を講じる。農業・林業については、基盤整備を図りながら、担い手の育成確保と新技術の導入による生産性の向上を図る必要がある。

また、少子高齢化の影響もあり、公共交通の維持・存続が大きな課題となっていることから、鉄道・バス・タクシー等を組み合わせた交通体系を確立するとともに、地域資源、公共交通を活かした観光事業を促進する。

なお、環日本海交流を中心とする国際交流を積極的に推進し、国際化時代に対応した新たな地域活性化施策を進めるとともに、引き続き地域の特性を活かした個性ある地域づくりを展開し、八頭町の魅力を積極的に情報発信する。

以上の考え方をベースとして「人が輝き 未来が輝くまち 八頭町」を実現するための過疎地域の持続的発展に向けた重点的施策を次のように定める。

- ① 企業誘致、空き家対策、宅地造成などを推進し、町内の若者やI J Uターンによる定住人口の拡大を促進する。
- ② 国際交流や地域間交流をさらに推進するとともに、地域の自立を促進するための人材育成と人材の確保を図る。
- ③ 農業の振興をさらに促進させるため、関係機関と協調し、流通・販売の多様化・6次産業化や観光との連携など、複合的な経営を図る。
- ④ 林業の業務の省力化・効率化を推進し、担い手の育成確保に努める。
- ⑤ 広域的幹線道路網の整備を促進する。また、農林道の整備を進め、農業、林業の活性化を図る。
- ⑥ 事業承継の推進、空き店舗・施設等の活用及び起業に関する支援を実施し、若者が新たなビジネスに挑戦できる環境づくりに努める。
- ⑦ 地域公共交通を活かした観光事業を促進する。

- ⑧ 光ケーブル網を利用した光インターネット及びCATVの加入を促進するとともに、情報発信の充実に取り組む。
- ⑨ 「八頭町地域福祉推進計画」に基づき、住民誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるため、地域福祉の推進を図る。
- ⑩ 「八頭町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、少子化対策、子育て支援対策をより推進し、安心して子どもを産み、育てられる環境の向上を図る。
- ⑪ 「八頭町介護保険事業計画・八頭町高齢者福祉計画」に基づき、計画的な事業展開を推進し、高齢者福祉の向上を図る。
- ⑫ 「八頭町障害者計画」に基づき、障がいのある人の自立と社会参加を実現するため、障がい者福祉の推進を図る。
- ⑬ 学校の教育環境をさらに整備充実させ、学校教育の向上を図るとともに、社会教育の振興を図る。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標（過疎地域）

目標指数（K P I）	目標値 （令和7年）
目標人口	15,000人
出生数	90人/年

※その他の各項目の目標については、各項目の「（2）その対策」に記載。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、目標指標（K P I）と目標値を基に施策の検証を行い、その結果を踏まえ、住民等の参加した有識者会議において、事業の達成状況の評価を行い、必要に応じて施策及び事業の見直し等を検討する。

(7) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

平成29年3月に策定した「八頭町公共施設等総合管理計画」（令和4年3月一部改定）では、本町におけるこれからの社会情勢や施設の状況等を踏まえながら、資産の保有総量の最適化や効率的な利用を図るとともに、施設の状況を的確に把握しながら、適切な維持管理、補修及び更新等を計画的に実施することにより、施設の長寿命化、維持管理費用の抑制及び予算の平準化に向けて取り組むこととしている。

このため、本計画においても「八頭町公共施設等総合管理計画」に基づき、各公共施設等においても、総合的かつ計画的に管理を行うことで、これからのまちづくりに合わせた各種取り組みを推進する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

① 移住定住

近年の本町の社会動態は、出生者数、転入者数ともに減少傾向にあるが、両者の差は縮まる傾向を示している。

閣府の「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（令和2年6月発表）」では、東京都在住20代の35.4%が「地方移住への関心が高まった」と回答しており、地方回帰・田園回帰の潮流を捉えさらなる移住定住の推進を図る必要がある。

② 地域間交流

町内では豊かな自然を活かしたフルーツ栽培をはじめとする農産物の生産及び生産者、自然体験施設等の地域資源を活かし、都市と農村の交流を促進し、交流人口の拡大、定住促進、地域活性化を図っていく必要がある。

また、国際化社会に対応するため、異なる文化や生活習慣、価値観を互いに理解し合い、積極的に国際交流に取り組んでいく人材を育成することが重要となっている。

今後も、地域レベルでの国際交流をとおして、他国への興味・関心を深めるとともに、SDGsを推進するためにも国際的視野をもつ若い世代の育成を図りながらまちづくりを推進する必要がある。

③ 人材育成

八頭町で生まれ育った子どもたちが、将来にわたって八頭町に住み続けるということが理想であるが、学生時代や若い時に一度は八頭町を離れても、またふるさと八頭町に帰りたいと思うような人を育てることが必要である。義務教育の小・中学校の段階から、可能性を最大限に伸ばし、未来を切り開く人材の育成に努めるとともに、郷土や文化に触れる機会を増やししながら「ふるさと愛」の醸成を図り、豊かな人間性を育む環境づくりへの取り組みが必要であり、定住化にもつながると考える。

また、地域において伝統文化の継承が困難になりつつあるとともに、特殊な技能を持った人も減少してきていることから、そのような人材を発掘していく必要がある。

(2) その対策

① 移住定住

- ・ I J U ターン者の獲得に向けたイベントの開催や支援体制の構築及び空き家の利活用を促進し、移住定住者の増加を図る。
- ・ 移住定住者獲得のために、連携中枢都市圏1市6町が連携して様々なイベントや活動を展開する。
- ・ 空き施設や古民家などのリノベーションを促進し、学習、カルチャー、サテライトオフィスなど特色ある地域活性化の拠点として活用する。

② 地域間交流

- ・船岡地域では、学童疎開からの縁で兵庫県神戸市の駒ヶ林小学校と船岡小学校で、双方の学校を訪れる交流を平成6年以降、毎年続けており、今後も地域間交流を図る。
- ・八東地域では、大阪市住吉区と約25年前から少年野球チームの交流をきっかけに、スポーツや住吉区民まつりへの参加などの交流を続けており、今後も地域間交流を図る。
- ・豊かな自然、歴史、伝統及び文化などの地域資源を活用しながら、都市や他地域との交流人口の拡大を目指す。
- ・国際化に対応できる地域づくりを推進するため、韓国等との交流を促進する。

③ 人材育成

- ・主権者教育、グローバル教育、ユニバーサル教育、英語教育等を充実させるとともに、ふるさとキャリア教育の取り組みにより、これからの社会を見据え社会的自立に必要な能力等を育成する。
- ・小・中・高・大学が連携する中で異年齢間の交流を体験し、自分の役割や将来の生き方を学ぶ取り組みを推進する。
- ・多様な価値観、職業観等を知り、自己肯定感や将来に向けた夢や目標の形成、ふるさとへの愛着と貢献意識の形成を図る。
- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を導入することにより、地域に開かれた学校づくりを推進し、ふるさと愛を育む。
- ・体験学習等を通じ、地元企業に対する理解や学びを深め、自己の興味・関心や適性等にあったキャリア形成を推進する。
- ・町内出身者の作品や業績についての学びを深め、ふるさとに誇りを持ち、ふるさと愛を育てる。
- ・伝統文化の継承、特技等を有する人の登録制度（レジェンド制度）を創設し、町内人材の掘り起こしの活用を図る。
- ・アーティストによる舞台芸術の滞在制作を支援（アーティスト・イン・レジデンス）住民の芸術体験、共同制作などに取り組む。

○目標

目標指数（K P I）	目標値 （令和7年）
若者向け住宅の整備	1棟（6部屋）
合宿等の誘致数	15件（3件/年）
インバウンドに向けた交流イベント等の実施	5回（1回/年）
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入率	100%
レジェンド制度の登録者数	50人
アーティスト・イン・レジデンスの取組数	5回（1回/年）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住定住	若者向け住宅整備	八頭町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住定住	移住定住促進事業	八頭町	
		古民家等再生活活用事業	八頭町	
	地域間交流	1市6町定住促進連携事業	八頭町	
		国内交流・国際交流	八頭町	
	人材育成	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の推進	八頭町	
		レジェンド制度の創設	八頭町	
		アーティスト・イン・レジデンスの取り組み	八頭町	

3. 産業の振興

(1) 現状と問題点

① 農業

町内では米作を中心に、梨、柿、りんごなどの果樹栽培に加え、白ネギ、アスパラガス、ブロッコリー、ハトムギを町の推進作物として生産拡大に取り組んでいるが、農業従事者の減少や高齢化による担い手不足、農業所得の減少、耕作放棄地や鳥獣被害の増加など、きわめて深刻な課題が山積している状況にある。

農業を取り巻く情勢が深刻化する中で、本町の農業を「魅力ある農業」「儲かる農業」とし、持続可能な力強い農業を実現するため、生産者と行政が一体となり生産性と収益性向上へつなげる支援制度の充実及び生産基盤の整備等を進める必要がある。また、担い手育成にあたっては、規模拡大、生産性向上、コスト低減を推進するため、農地中間管理事業を活用した農地集積等を行う。更には退職帰農等新規就農者の確保や農業生産法人等、今後の担い手となる多様な経営体の育成・確保を図ることが必要である。

② 林業

町内の森林面積は、16,557haで地域土地面積の80%を占め、その機能は、水源涵養や土砂の流出防止、温暖化防止、快適な生活環境の保全、林産物の生産等多岐にわたっており、地域と深く結びついている。

しかしながら、林業を取り巻く情勢は依然厳しく、木材価格の長期にわたる低迷と投資期間の長期性等により厳しい経営状況が続いており、また、林業労働者の高齢化等による後継者不足、竹林の人工林への侵入も拡大している。

今後、造林事業は間伐、主伐再造林、竹林の整備の推進を図り、航空レーザーやドローン等

のICT及び高性能林業機械の活用による森林整備業務の省力化・効率化（スマート化）を実現する。併せて林業担い手の育成や新たな森林管理制度を段階的实施し、適切な森林資源の保全に取り組む。

また、昭和61年度から整備着手している林道嶽山線（L＝10.17km）の早期完成など林道・作業路網等の基盤整備を推進するとともに、間伐材の利活用や林産物生産の拡大による林業の振興を図ることが必要である。

③ 企業誘致

町内では、空き施設・遊休施設を活用し、誘致を進めており、雇用の確保、地元製品の消費拡大につながっている。今後も生産者・事業者の収益拡大と住民が安心して働ける場を確保するため、継続した取り組みが必要である。

④ 起業

空き校舎を町が改修し、民間が運営している隼Lab.には18社（R4.4.1現在）が入居しており、コワーキング会員もあることから、中山間地域における起業やビジネスの拠点となっている。隼Lab.をはじめとする、船岡・八東地域での事業活動から、過疎地域の課題解消にむけた起業や新たな分野への進出が望まれる。このため商工会等関係機関と連携した起業相談、起業後の支援及び起業機運醸成等の推進が必要である。

⑤ 商工業

町内における商業については、少子高齢化や後継者不足の影響により減少傾向にある。加えて小規模な個人経営が多く、日用必需品を中心とする小売業が営まれていたが、鳥取市等の郊外型大型ショッピングセンターへの購買力の流出が一層進展している。

工業については、昭和40年代から企業誘致に努力し、企業の立地、雇用の促進に努めてきたが、数年来の不景気により雇用不安が一層増大している。

今後は、企業誘致だけでなく、起業の促進、地場産業の育成、事業承継の推進、空き店舗・施設等の活用等、商工会等の関係機関と連携した支援や新たな方策の検討実施が必要である。

⑥ 観光又はレクリエーション

観光施設においては、豊かな自然を活用した観光レクリエーション施設「船岡竹林公園」、「やずミニSL博物館」、「八東ふる里の森」、「姫路公園」また、果樹栽培を活かした「はっとうフルーツ観光園」、道の駅はっとうの整備とあわせ「八東フルーツ総合センター」の施設整備を行い、地域の特性を活かした観光資源の発掘や開発等による町づくりを行ってきたところであるが、近隣の類似施設等との競合等もあり観光客は横ばい又は減少傾向にある。

観光地入り込み数の推移

（単位：人）

観光地名	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
船岡竹林公園	26,783	25,692	33,657	42,168	64,355	31,203	22,924
やずミニSL博物館	—	—	—	27,473	12,437	12,556	8,960
八東ふる里の森	9,186	15,728	20,421	22,437	23,170	23,477	2,590
八東フルーツ総合センター	30,305	29,540	28,829	25,840	25,911	26,546	28,208
姫路公園	9,034	9,039	8,331	5,767	8,136	10,027	8,773

観光地名	令和3年
船岡竹林公園	37,472
やずミニSL博物館	14,262
八東ふるりの森	4,089
八東フルーツ総合センター	118,711
姫路公園	8,799

資料出所) 各観光地管理者実績報告書(八頭町産業観光課・商工観光室)

注) やずミニSL博物館は平成29年度オープン

(2) その対策

① 農業

- ・米のブランド化による農家所得の増大に向けた販路開拓をはじめ、土壌分析結果を活用した土壌改良剤の積極的な施用と施肥法・水管理の改善、適期刈取の徹底等栽培技術の向上を図る。
- ・大規模農家等の経営改善のためには収量向上と低コスト技術の導入が必須であることから、作業の効率化と圃場作業管理の徹底のためGAP等の取り組みを推進する。
- ・農地の集積・集約を推進するとともに、農地中間管理機構関連農地整備事業等の活用により、農地の大区画化や水路・農道の整備を進め水稻や転作作物の収益性の向上を図る。
- ・野菜等の安定販売・有利販売に向けた取り組みを行うとともに、高収益作物の生産体制の整備を支援する。また、補助事業を活用し畑作転換に必要な給排水対策等を推進し、生産性と品質の向上を図る。
- ・後継者の育成・確保を図るための研修や栽培技術の習得を支援する。また、りんご、ぶどうをはじめ果樹産地の活性化を図るとともに、果樹の育成期間に係る支援を推進する。
- ・果樹園をやめようとしている者の果樹園を中間管理し、新規就農者が農業収入を得やすい環境となるよう圃場の確保を図る。また、新規就農者をはじめ多様な担い手が入植できる「経営モデル園」等の整備も進め、生産基盤の強化に向けて支援する。
- ・樹園地の老木化により生産性が低下していることから、新品種などへの早期改植を支援する。
- ・みどりの食糧システム戦略をもとに、低リスク農業への転換、化学農業、化学肥料の使用量低減、有機農業の取り組み面積拡大支援等により環境負荷を低減し、スマート技術の導入、労働安全性・労働生産性の向上などの支援により持続的生産体系への転換を図る。

② 林業

- ・林道・作業道等の路網整備による生産性の向上、間伐等施業及び間伐材の搬出の促進を図り、間伐材の利活用を推進する。
- ・伐期に到達した森林は主伐再造林を計画し、森林の若返りを図る。
- ・森林経営管理制度を活用するとともに、航空レーザやドローン等のICT及び高性能林業機

械の活用等による業務の省力化・効率化を推進しながら、森林環境整備の取り組みを推進する。

- ・林業への支援により、担い手の育成・確保と雇用の拡大を図る。
- ・植林地への竹の侵入を防ぐとともに、竹林の整備を行うことで景観の向上と竹の有効利用を図る。

③ 企業誘致

- ・隼Lab.・空き施設等の利活用や支援について、関係機関との連携により企業誘致、雇用確保に取り組む。

④ 起業

- ・起業に関する機運を醸成し、関係機関と連携を図り、起業相談・補助金・人材育成等による起業及び起業後支援を実施する。

⑤ 商工業

- ・商工会等と連携をとり、事業承継の推進、空き店舗・施設等の活用を検討する。また、若者が新たなビジネスに挑戦できる環境づくりや既存事業の後継者確保等に努め、企業立地に対しては、減免措置、奨励金等の措置を講ずる。

⑥ 観光又はレクリエーション

- ・豊かな自然環境や地域資源等を活かした観光産業の振興を図るとともに、観光資源の磨き上げ・受け入れ態勢を整備する。
- ・既存施設の活用等によりレクリエーション施設を整備し、観光の振興を図る。
- ・宿泊を伴う滞在型観光と体験コンテンツメニュー開発を推進する。
- ・若桜鉄道を活用した広域観光ルートの創設を関係機関と推進する。

○目標

目標指数（K P I）	目標値 （令和7年）
新規雇用の数	50人（10人/年）
企業誘致の数	5社
起業数	15社（3社/年）
事業承継の数	10社（2社/年）
観光入込客数	750,000人/年

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農地整備事業（船岡・山上地区）	鳥取県	
		農地整備事業（下坂）	八頭町	
		農業水路長寿命化（上津黒・舟川堰用水路）	八頭町	
	(6) 起業の促進	旧船岡中学校改修	八頭町	
	(9) 観光又はレクリエーション	道の駅はっとう改修	八頭町	
		はっとうフルーツ観光園整備・改修	八頭町	
		八東ふるりの森改修	八頭町	
		観光施設駐車場整備	八頭町	
		竹林公園改修	八頭町	
		姫路公園改修	八頭町	
		農村公園改修	八頭町	
		レクリエーション施設等の整備・改修	八頭町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	間伐材搬出促進事業	八頭町	
		間伐促進事業	八頭町	
		林道・作業道整備事業	八頭町	
		造林事業	八頭町	
		観光振興事業	八頭町	
		企業立地促進奨励金	八頭町	
	観光 企業誘致			
	(11) その他	ため池改修	八頭町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
八頭町全域	製造業、農林水産物等販売業、 旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するための行う事業内容

(ア) 現状と問題点

- ・製造業については、空き施設・遊休施設等の活用優遇措置等による企業誘致、社会変化に対応した魅力ある新たな地元工業の育成、経営の維持改善を支援してきた。今後は、本町の強みを打ち出した地元産業の振興により、地域経済の発展や雇用機会の拡大等を図る必要がある。
- ・農林水産物等販売業については、農産物として特別栽培米「神兎」、西条柿・ぶどうを中心とした果樹、白ネギを中心とした野菜、林産物として、きのこ、たけのこ、水産物としてほんもろこが生産加工されており、今後も市場より高価格で販売できる進物、加

工品さらには直売など販路拡大、各種PR及び販売・加工施設の充実等の取り組みが必要である。

- ・旅館業については、公共施設を改修した農泊施設をはじめ、小規模事業者が営む宿泊施設があるが、コロナ禍の中で旅行の自粛傾向が続き、特に観光に関連した宿泊需要が激減している。国内観光関連やインバウンド需要についても当面見込めない状況となっていることから、諸施策を活用し、マイクロツーリズムや周辺からの誘客を進める必要がある。
- ・情報サービス業等については、リモートワーク、ワーケーションの普及が見込まれる。

(イ) その対策

- ・製造業については、鳥取自動車道からのアクセス環境を活かした企業誘致、空き工場、遊休施設、サテライト、コワーキングスペース等を活用した戦略的な企業誘致及び支援の拡大を実施する。
- ・農林水産物等販売業については、農産物・果樹等PR、販路開拓支援、販売施設等の整備、6次産業化の推進、新商品開発支援等を実施するなど、マーケティングや販売に関する専門家の意見を取り入れながら今後も検討する。
- ・旅館業については、商工会等関係機関と連携し、安全対策を十分に行い、今後の情勢を見極めながら体験、ワーケーション、地域間交流等観光を推進する中で宿泊をPRする。
- ・情報サービス業等については、情報通信基盤の整備及び利用拡大を推進する。

(iii) 他市町村との連携

八頭町では、1市6町（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県新温泉町、香美町）で因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏連携協定を締結しており、各自治体と連携した地域資源を活用した産業の活性化、観光ネットワークの構築及び交流人口の拡大等を推進する。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

産業施設については、量ではなく質のコントロールを重点的に行うこととし、施設の長寿命化や更新費用の抑制を主とした取り組みを推進するものであり、八頭町公共施設等総合管理計画との整合性はとれている。

4. 地域における情報化

(1) 現状と問題点

① 情報通信基盤の整備

町内の情報基盤整備の状況は、平成21年度にICT交付金等を活用し、町内に光ケーブルを整備し、町内全域で光インターネットが利用できるようになっている。

また、公共施設・観光施設等へのWi-Fiの整備や山間部での携帯電話の不感地域やラジオの受信状態の悪い地域への対策等を行ってきた。

今後も、光ケーブル網を利用した光インターネット及びCATVの加入者を増やしていくとともに、第5世代移動通信システム（5G）時代の到来へも備える必要がある。

また、光ケーブルを利活用した、「防災・防犯監視システム」「医療・福祉・介護での支援、相談システム」「買い物支援サービス」などの運用に向けて調査・検討を行う必要がある。

② 情報化の推進

近年、ICTの普及によりインターネットを利用する住民が多くなり、町ホームページのアクセス数も増えている。このことから、行政情報や観光・イベント情報等の情報発信を積極的に行い、充実させる必要がある。また、住民との交流が容易にできるソーシャルメディアを利用した災害・防災情報等を充実させる必要がある。

また、住民がインターネット等を活用して町内外からの情報発信を積極的に行うための施策を推進することに加え、CATVを活用した行政情報や災害・防災情報等を積極的に取り組んできた。

（２）その対策

① 情報通信基盤の整備

- ・ケーブル網を利用した光インターネット及びCATVの加入を促進するとともに、引き続き、公共施設・観光施設等へのWi-Fiの整備や携帯電話の不感地域やラジオの受信状態の悪い地域の解消を図る。
- ・第5世代移動通信システム（5G）・ローカル5Gの整備に係る情報収集・検討を行う。

② 情報化の推進

- ・町ホームページ・ソーシャルメディア等の充実、情報発信の拡大及び地理情報システムの整備・活用を図る。
- ・ぷらっとびあ・やずを拠点にした国内外向け情報発信の充実に取り組む。
- ・各家庭への光ケーブル引き込み、CATV加入を推進する。

○目標

目標指数（KPI）	目標値 （令和7年）
CATV加入世帯数	45%

(3) 計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 テレビ放送中継施設	テレビ放送中継施設設備更新事業	八頭町	
	有線テレビジョン放送施設	ケーブルテレビジョン放送施設更新事業	八頭町	
	ブロードバンド施設	光ケーブル通信機器整備・更新事業	八頭町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

情報基盤施設については、施設の長寿命化や更新費用の抑制を主とした取り組みを推進するものであり、八頭町公共施設等総合管理計画との整合性はとれている。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

① 国県町道

本町の広域的道路網は、国道２９号、鳥取自動車道に続く県道河原インター線、国道４８２号等によって構成されている。国、県が実施する国道や県道整備については、「地域間交流の強化拡大のための整備」、「渋滞を解消するための整備」、「安全性の向上のための整備」等、効率的、効果的な整備を含め、長期的視野に立った総合的な道路体系を確立することが求められている。

町道では、幹線道路のアクセスの向上や、緊急車両の通行に支障をきたす狭あい道路への対応、昨今の大雪を踏まえた除雪体制及び施設の整備、小中学生の通学時の安全の確保、防災対策としての道路整備など多くの課題がある。

加えて、老朽化が進む町道の機能を維持するため、道路舗装、橋梁、トンネル、道路構造物の補修工事、長寿命化事業を計画的に進めていく必要がある。

② 農道、林道

農道は、農地からの農産物の搬出・出荷や市場への輸送、農業機械や肥料などの運搬など、農業振興を図るうえで重要な道路となっており、未舗装農道等において計画的に舗装等を行う必要がある。

林道及び森林作業道の延長は毎年微増している。林道は、施業地へのアクセスに必要で、搬出コストに直結するため、森林の集約化と効率的な施業実施において、林業専用道規格相当以上の基幹林道とそれに付随する森林作業道の作設を今後も継続して実施する必要がある。

また、開設から数十年経過し老朽化した橋梁もあり、定期的に点検し長寿命化につながる修繕を計画的に行う必要がある。

③ 鉄道施設

1930年（昭和5年）に全線開通した旧国鉄若桜線は、1987年（昭和62年）に第三セクター若桜鉄道（株）として引き継がれ、平成21年度からは全国初の上下分離方式に移行し、現在に至っている。JR郡家駅を起点に若桜駅（若桜町）までの19.2kmの沿線にある9つの駅舎のうち6つについては開業当時のままの姿を残しており、2008年（平成20年）に全国で初めて沿線の鉄道関連施設が一括して国の登録有形文化財に登録された。

平成28年に隼ラッピング列車が運行を始め、平成30年には観光列車「昭和号」のデビューを皮切りに「八頭号」、「若桜号」が誕生し、運行を開始して若桜鉄道を往来している。

しかしながら、施設の老朽化による修繕費用が増加傾向にあり、発足当時から利用している車両も30年以上経過し、更新の時期を迎えており、今後も設備改修費用は増加していくことが懸念される。

④ 交通手段の確保

町内の公共交通機関は、第三セクターによる若桜鉄道及び路線バス、町営バスである。これらの地域は高齢化が進行しており、町の中心部から離れた集落も多く、交通弱者のニーズも多様化し公共交通手段の確保は、まちづくりの重要な課題となっている。

若桜鉄道は、令和2年3月に八東駅に行き違い施設を整備することにより、若桜・鳥取駅（鳥取市）間が1日15往復となり、そのうち6便は若桜・郡家駅間で運行し、9便はJR因美線と接続し鳥取駅まで運行している。

高校生の通学をはじめ、通勤・通院等に重要な役割を果たしているが、沿線人口の減少やモータリゼーションの進展等により、乗車人員は減少しており、若桜鉄道（株）の経営は依然として厳しい状況にある。町独自の支援策として、通学定期を購入した者に対してその半額を補助するほか、令和2年度からは鳥取県の通学費助成制度を活用しながら乗車人員の確保に努めている。

路線バスは、日本交通（株）が若桜・鳥取間で鳥取行を1日14便、若桜行を1日16便運行している。

町営バスは、令和2年3月に車両の老朽化に伴い、小型バス2台を新規に導入し、新たに名称を「やずバス」に変更して、乗車人員の確保に努めている。バス位置情報システムの搭載、インバウンド対策として、車内アナウンス及びバス停に英語案内を加える等路線バスとしてのみならず、観光バスとしても活躍できるよう整備をしている。現在は、私都線を1日10往復、大江線を1日11往復、10人乗り対応として見槻線を1日3往復、細見線を1日5往復、皆原線を1日3往復、大御門国中線を1日3往復、やずミニSL博物館線を3便運行している。

航空便の状況は、町内から鳥取空港まで1時間程度要し、東京便が5便と就航回数は少ない。

また、公共交通を利用することができない地域が存在するため、持続性のある公共交通システムを確立し、公共交通空白・不便地域を解消することも必要である。このため公共交通での移動困難者に対し、タクシー利用費の助成を行い、相乗り乗車をした際、料金を1割引にする等、利用しやすいよう制度の見直しを図ることで、利用者は年々増加傾向にある。

(2) その対策

① 国県町道

- ・国道29号については、交通安全施設の整備促進に努めるとともに、主要地方道、一般県道については、未改良部分の整備促進を要望する。
- ・町道は、引き続き新設を含めた道路改良を推進する。舗装、橋梁、トンネル、その他の道路構造物は、個別施設計画に従い、計画的な補修を行う。冬期間における住民生活の利便性や安全性を確保するため、除雪車の配備・更新及び消雪施設の改良を行う。特に小中学校生の通学時の安全確保、防災対策としての道路整備を重点的に行う。

② 農道、林道

- ・農道の整備は、樹園地関連農道や既存農道の舗装の促進を図る。
- ・林道の整備は県営林道開設等を積極的に推し進め、町移管後舗装等を行い、林道橋については定期的に点検し、長寿命化につながる修繕を行う。森林作業道については林業事業体による整備の支援を行う。

③ 鉄道施設

- ・若桜鉄道の鉄道施設や車両の維持修繕、老朽施設の更新等を国の補助事業を活用しながら計画的に行い、コストの平準化を図り、引き続き安心安全な輸送サービスを確保する。
- ・第三セクター経営の若桜鉄道については、関係市町並びに国、県と連携し、観光事業化を推進する。

④ 交通手段の確保

- ・地域住民の安定的な公共交通を確保するため、運行主体である若桜鉄道（株）への運行支援を行う。
- ・過疎地域持続的発展特別事業として基金を造成し、若桜鉄道の利用促進事業に活用する。
- ・高齢者、障がい者などの日常生活における利便性を確保するため、公共交通空白・不便地域の解消に努める。
- ・町営バス施設や車両の維持修繕等を行い、安全な輸送サービスを確保する。

○目標

目標指数（K P I）	目標値 (令和7年)
橋梁長寿命化進捗率	89%

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 交通通信体系 の整備、情報 化及び地域間 交流の整備	(1) 市町村道 道路	丹比縦貫線改良（橋梁含む） L=2,000m W=5.0m（橋梁L=26.7m）	八頭町	
		岩渕4号線改良 L=150m W=6.0m	八頭町	
		岩渕集落道改良 L=100m W=4.0m	八頭町	
		志谷集落道改良 L=100m W=4.0m	八頭町	
		茂田集落道改良 L=180m W=4.0m	八頭町	
		東鍛冶屋線改修 L=50m W=4.9m	八頭町	
		東二5号線改修 L=92m W=5.5m	八頭町	
		皆原鍛冶屋線舗装 L=800m W=4.0m	八頭町	
		上日下部集落道新設工事 L=200m W=5.0m	八頭町	
		岩渕奥野線改修 L=100m W=5.5m	八頭町	
		新道線改良 L=20m W=9.0m	八頭町	
		上野線改良 L=200m W=9.0m	八頭町	
		船岡殿線改良 L=300m W=9.0m	八頭町	
		殿西谷線改良 L=300m W=6.5m	八頭町	
		大隼線改良 L=580m W=8.0m	八頭町	
		大江志子部線改良 L=300m W=5.0m	八頭町	
		和見谷線改良 L=250m W=5.0m	八頭町	
		落岩中央線	八頭町	
		野町線改良 L=300m W=5.0m	八頭町	
		カセオ1号線改良 L=200m W=5.0m	八頭町	
		八頭中学校前線、茅林線改良 L=160m W=5.0m	八頭町	
		稲荷篠波線 L=400m W=5.0m	八頭町	
	橋梁	道路ストック（舗装修繕）	八頭町	
		岩渕橋拡幅	八頭町	
		橋梁長寿命化工事	八頭町	
	その他	林道河合線橋	八頭町	
		トンネル長寿命化工事	八頭町	
		道路構造物長寿命化工事	八頭町	
		消雪施設改良	八頭町	

	(2) 農道	農道改修工事（橋梁）	八頭町	
		農道舗装工事 L=1.7km	八頭町	
	(3) 林道	嶽山線開設負担金 L=10.17km W=4.0m	鳥取県	
		嶽山線舗装 L=1.0km W=4.0m	八頭町	
		林道橋長寿命化工事	八頭町	
	(5) 鉄道施設等 鉄道施設 鉄道車両 軌道施設	鉄道駅舎施設等の設備整備・改修・更新	八頭町	
		鉄道車両等の設備更新及び導入	八頭町	
		軌道施設等の設備整備・改修・更新	八頭町	
	(6) 自動車等	除雪車・除雪機の整備・更新	八頭町	
		町営バス車両の整備・更新	八頭町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持 その他	町営バス運行委託	八頭町	
		若桜鉄道軌道保守・維持管理	八頭町	
		若桜鉄道観光促進事業及び利用促進事業	八頭町	
		公共交通空白地対策	八頭町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

交通施設については、施設の長寿命化や更新費用の抑制を主とした取り組みを推進するものであり、八頭町公共施設等総合管理計画との整合性はとれている。

6. 生活環境の整備

（１）現状と問題点

① 水道施設

町内の水道施設については、隣接する既設簡易水道の統合を行ったが、今後も町内全域にて連絡管の整備を行い、安全で安心な水の安定供給を図るための統合事業を実施する必要がある。また、施設の老朽化に伴う機器や管路の更新を実施し、適切な維持管理を推進する必要がある。

② 下水道処理施設

下水道施設について、老朽化に伴う管路や機器等への対策が必要である。処理場やマンホールポンプ施設等の更新を順次行い、適切な維持管理を推進する必要がある。

処理区の統廃合を適宜実施してきたが、今後も下水道事業に要する維持管理費を抑制するため、統廃合可能な処理区の検討を行い、将来的な費用縮減が課題である。

また、近年の集中豪雨等による家屋等浸水区域の拡大解消を図る必要があり、幹線水路等の改修の実施が急務となっている。

③ 廃棄物処理

ごみの排出量は、人口減少にともない減少傾向となっているが、ごみの減量と再資源化を図るため、生ごみの液肥化や古紙類の回収等の取り組みを推進する必要がある。

また、廃プラスチックごみについては、現在、世界規模で海洋汚染の問題となっているので、プラスチックごみの排出削減に向けて、分別収集の啓発や3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組み等を推進する必要がある。なお、可燃物は、新たに建設している可燃物処理施設「リンピアいなば」において、令和5年4月から本稼働を行っているところである。

④ 消防施設

消防については、防災意識の高揚に努めるとともに、町消防団、自警団及び広域消防組織と連携を強化しながら、地域防災力強化の充実を図っていく必要がある。また、可搬消防ポンプなど消防関連施設等の整備を図る必要がある。併せて、災害時に備えて資機材及び備蓄品等の整備が必要である。

⑤ 公営住宅

厳しい財政状況下において更新期を迎えつつある老朽化した公営住宅等の効率的かつ円滑な更新を行い、若者の定住化やI・J・Uターンの促進も含め公営住宅の需要に対応することが課題となっている。

⑥ 空き家対策

町内には、494戸（平成28年八頭町空き家実態調査）の空き家が存在している。その内、現状の状態や多少の修繕により利活用可能な空き家が占める割合は、全体の約48%（235戸）、倒壊の危険性があり修繕や解体などの緊急性が高い空き家は、全体の約14%（72戸）を占めている。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく「八頭町空き家等の適正管理に関する条例」の策定や「空き家バンク制度」の活用等により、空き家の利活用・除却を推進しているが、今後増加が予想される空き家に対して、さらなる取組が必要である。

（2）その対策

① 水道施設

- ・安全で安心な水を安定して供給するため、老朽化した施設の機器更新を進めるとともに適切な維持管理に努める。
- ・災害等不測の事態に備えるため、隣接する給水施設を接続し、安定供給を図る。

② 下水道処理施設

- ・老朽化した施設及び管路の更新を進めるとともに、適切な維持管理に努める。
- ・下水道事業に要する維持管理費の抑制と将来的な費用縮減を図るため、統廃合可能な処理区の検討と接続工事を実施する。
- ・近年の集中豪雨等による家屋等浸水区域の拡大解消を図るため、幹線水路等の改修を実施する。

③ 廃棄物処理

- ・プラスチックごみの排出削減に向けて、分別収集の啓発や3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組み等を推進する。
 - ・鳥取県の「ごみ処理の広域化計画」に基づき、東部広域行政管理組合では、新たな可燃物処理施設「リンピアいなば」を建設し、令和5年4月から本格稼働している。
- ④ 消防施設
- ・消防ポンプ自動車、可搬消防ポンプを更新、格納庫、ホース乾燥施設、防火水槽、技術訓練場を整備し消火初動体制の充実強化を図る。また、災害時に備え防災備蓄倉庫の整備を図る。
 - ・防災行政無線の操作卓を更新し、複数の伝達手段と連携させて、防災・減災に向け情報強化を図る。
 - ・東部広域の消防関連施設及び高機能消防指令センターを更新し、連携の強化を図る。
- ⑤ 公営住宅
- ・公営住宅の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に繋げていくために制定した「八頭町町営住宅長寿命化計画」に沿って町営住宅の改修、更新を行う。
- ⑥ 空き家対策
- ・利活用のための空き家改修の補助や、民間事業者や地域自治組織等との連携により「八頭町空き家バンク」の利用推進を図る。
 - ・周辺の生活環境に危険を及ぼす恐れのある家屋については、八頭町特定空き家等判定委員会で危険度を判定し、所有者等が撤去・除却を実施する。

○目標

目標指数（K P I）	目標値 （令和7年）
空き家バンクの新規登録数	50件（10件/年）
空き家のマッチング数	30件（6件/年）

（3）計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
6. 生活環境の 整備	(1) 水道施設 簡易水道	施設及び機器の整備・更新	八頭町	
		管路の整備・更新	八頭町	
		施設統合整備（連絡管）	八頭町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道 農業集落排水施設	施設及び機器の整備・更新	八頭町	
		管渠の整備・更新事業	八頭町	
		施設統廃合等整備事業	八頭町	
		雨水排水対策事業	八頭町	

	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	可燃物処理施設建設負担金	東部広域	
	(5) 消防施設	格納庫、技術訓練場等の整備	八頭町	
		防火水槽等の整備・更新	八頭町	
		消防ポンプ自動車及び可搬消防ポンプの整備・更新	八頭町	
		ホース乾燥施設整備・更新	八頭町	
		防災備蓄倉庫整備・更新	八頭町	
		防災行政無線操作卓等整備・更新	八頭町	
		消防施設整備・更新負担金	東部広域	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 環境	農業集落排水施設の機能保全等再編計画業務	八頭町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

生活環境施設については、施設の長寿命化や更新費用の抑制を主とした取り組みを推進するものであり、八頭町公共施設等総合管理計画との整合性はとれている。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

① 児童福祉

本町における少子化の問題は、町内において特に深刻な状況であり、年少人口(0～14歳)は、平成22年国勢調査が2,377人、令和2年国勢調査が1,853人となっており、10年間で524人減少している。また、少子化に加え、高齢化や核家族化の進行等により家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化する中であって、保育所や放課後児童クラブ、子育て支援センター、ファミリーサポートセンターをはじめとする子育て支援関係機関を中心とした地域全体での子育て支援を行うため、「八頭町子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策を着実に推進する必要がある。

保育所については、施設の老朽化や多様化する保育ニーズに対応するため、統合後、全保育所で病後児保育や土曜午後保育等様々な保育サービスの提供を行っている。今後も、安心で安全な、そして、質の高い保育サービスの提供を行うための環境を確保していく必要がある。

放課後児童クラブについては、船岡と八東の児童クラブは施設の老朽化が顕著な状況となっており、安心で安全なサービスを今後も継続して提供していくためには、施設改修等による環境整備を行い、保護者の子育てと仕事等との両立支援、また、児童の健全育成を図る必要がある。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンターについては、平成28年度から1つの施設に機能を統合し、子育てに関する相談受付や情報提供、親子の交流活動、また、子育ての相

互援助活動等の事業を行っている。施設としては、旧保育所を活用して使用しているため、老朽化に伴う改修等の施設整備を行い、子育て支援活動の拠点施設としての環境の確保を行う。

② 高齢者福祉

平成12年に介護保険制度の運用が開始されて以来、本町でも総合的に介護サービスが提供されており、「八頭町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づき、介護サービスの提供とあわせ、多様な生活支援事業を充実させ、地域包括ケアシステムの構築を推進する必要がある。

そのため、「八頭町地域福祉推進計画」に基づき、郡家地域7地区、船岡地域4地区、八東地域3地区にまちづくり委員会を設置する取り組みを行っている。現時点では郡家地域5地区、船岡地域4地区、八東地域3地区に設置しており、百歳体操やまちづくりカフェの開催に加え、買い物や配食サービスなど、地域の実情、ニーズに応じた活動を行い、地域共生社会の実現に向けた地域の居場所づくりへと取り組みを推進している。

今後は認知症高齢者施策とあわせ、行政と各種専門機関等が連携し見守りのためのネットワークづくりを推進する必要がある。

また、身体機能や認知機能の低下によって、ごみ出しが困難になった高齢者が、核家族化や地域のつながりの希薄化により、家族や近隣住民の手助けが得られず、支援が必要となっている。

町内の老人クラブは、郡家地域は38老人クラブ、船岡地域は6老人クラブ、八東地域は4老人クラブが結成され、八頭町老人クラブ連合会郡家支部、船岡支部及び八東支部として活動している。クラブ数や会員数が減少する中で相互の親睦、連帯感の育成、教養の向上、健康の増進及び地域社会の交流を目的とする老人クラブ活動に対して支援を行う必要がある。

③ 障がい者福祉

障がい者が地域で安心して暮らすためには、障がい者一人ひとりの心身の状態や障がいの特性、生活実態を踏まえた生活支援が必要であり、そのためには身近なところで気軽に相談できる環境が必要である。

また、施設入所者、精神科病院に長期入院している方などの地域移行を進めるためにグループホーム等の障がい者の住まいを整備するほか、訪問系サービスや日中活動系サービスの充実、障がい者を常時介護している家族等が一時的に休息できる短期入所施設の整備など、障がい者の在宅生活を支援する体制の充実が課題となっている。

(2) その対策

① 児童福祉

- ・子どもや家庭の状況、保育ニーズを考慮した、安心して安全な保育環境を確保するための保育所の改修等の施設整備を行う。
- ・次代を担う子どもの健全育成を図るため、また、地域全体で子育てと仕事等との両立を支援していくための環境づくり等を行う。
- ・子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、保育料の軽減等の支援を行う。

② 高齢者福祉

- ・介護保険対象サービスについては、高齢者が住み慣れた地域や家庭で生活できるよう、在宅サービスの充実を図る。
- ・訪問看護ステーションのサテライト施設を活用し、在宅医療・介護体制の充実を図る。
- ・介護予防の必要な高齢者に対して健診や各種がん検診の積極的な受診勧奨により、生活支援事業、介護予防事業の拡充を図る。
- ・認知症高齢者施策とあわせ、行政と各種専門機関等が連携し見守りのためのネットワークづくりを推進する。
- ・地区単位の福祉活動のための拠点施設整備を行う。
- ・まちづくり委員会が未設置の地区について、設置を推進する。
- ・老人クラブにかかわる活動を引き続き支援するとともに、長年培ってきた知識や経験等を活かした社会参加の促進を図る。
- ・高齢者の憩いの場である八東地域福祉センターの施設及び温泉設備等の整備・改修を行う。
- ・地域保健サービスの拠点である郡家保健センター、船岡保健センター、八東保健センターの施設整備・改修を行う。
- ・ごみ出し支援については、自宅からごみステーション又は、ごみ処理施設に運搬する仕組み・体制づくりを行う。

③ 障がい者福祉

- ・身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生児童委員、各地区まちづくり委員会の生活支援相談員などと連携を図り地域における相談支援体制の充実に努める。
- ・個々の障がい者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がい者に対する在宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスの充実を図る。
- ・障がい者の社会参加の機会を確保するため、同行支援、行動援護、移動支援等のサービスの充実を図るよう努める。
- ・障がい者が地域で自立した生活が営むことができるよう、生活介護、就労移行支援、就労継続支援等の日中活動の場の確保、サービスの充実に努める。
- ・施設入所者、精神科病院に長期入院している障がい者が地域で生活する拠点として、グループホーム等の居住地を確保するよう努める。
- ・障がい児の在宅での養育による家族の負担を軽減させるため、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童発達支援等の障害児通所支援事業の適切な支援の実施を図る。
- ・医療的ケア児が、家族の付き添いなしで保育所や学校に通うことができるよう、体制の整備を図る。

○目標

目標指数（K P I）	目標値 (令和 7 年)
まちづくりカフェ等の開催回数	6 7 0 回/年
がん検診受診率	5 0 %

買い物サービス利用者数	100人/年
保育所の待機児童数	0人

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健、福祉の 向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所の改修・増改築・更新等の施設整備	八頭町	
	(3) 高齢者福祉施設 その他	地域の福祉拠点施設整備	八頭町	
		地域福祉施設の改修	八頭町	
	(7) 市町村保健センター及び 母子健康包括支援センター	保健センター整備・改修	八頭町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	保育料の軽減	八頭町	
	(9) その他	放課後児童クラブの改修・更新等の施設整備	八頭町	
		子育て支援センターの改修・更新等の施設整備	八頭町	
		ごみ出し支援のための運搬車両の整備	八頭町	
		医療的ケア児に係る車両の整備	八頭町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上記の取り組みは、公共建築物の計画的・効率的な維持管理並びにコストの平準化・抑制に寄与するものである。また、今後も継続して安心・安全を始めとする適切なサービスを提供していくという観点からも八頭町公共施設等総合計画との整合性はとれている。

8. 医療の確保

(1) 現状と問題点

過疎地域にとって、医療体制の整備は重要な課題である。地域内で複数の診療所で診療を行っているが、休日・夜間の緊急時の受診等は鳥取市へ行かなければならないのが現状である。

現在、各種検診や予防接種などの町が行う保健事業は、地域内医療機関に委託し、実施しており、身近な場所で事業が行える体制を整えている。このように、保健事業を行うためにも、地域の医療機関の協力が不可欠である。

また、医療機関、町の保健・福祉分野が集まり、保健・福祉等の事業の実施について情報提供・意見交換を行い、事業調整や体制整備を図っている。

今後も町内の住民が安心して生活を継続していくために、現在の医療体制を維持するとともに、東部圏域での医療体制を活用する必要がある。

(2) その対策

- ・医療機関を新規に誘致・整備することは極めて困難な状況から、今後も地域の医療機関と行政が連携し、住民の健康づくり、健康管理等を推進する。
- ・住民医療の利便性の向上を図りながら現状を維持できるよう、東部圏域での医療体制のあり方を検討する。

○目標

目標指数（K P I）	目標値 (令和7年)
医療機関数（医科・歯科）	17箇所

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	保健福祉行政・医療機関連絡調整会議	八頭町	

9. 教育の振興

(1) 現状と問題点

① 学校教育

地域の将来を担う人間性豊かな人材の育成を図るため、自然環境を活かした体験学習等を積極的に取り入れ、また、学校評議員を設置し、地域に開かれた特色ある学校づくりに取り組んでいる。さらに、令和4年度から学校運営協議会制度を導入し、コミュニティ・スクールとして地域とともにある学校づくりを推進していくため、その準備をしているところである。

通学については、小中学校の統合によって遠距離通学となる児童生徒が出てきたことから、スクールバスによる通学を行っているが、運転手の確保や車庫及び車両の老朽化等について課題がある。今後も児童生徒が安心安全に通学できるよう、課題解決に向け対策を図る必要がある。

学校施設については、町内小中学校のすべての教室にエアコンが整備され、校舎・体育館トイレは洋式化となり、施設整備も充実してきている。今後は、学校施設の長寿命化に向けて、

必要に応じて整備を進めていく必要がある。

子どもたちの学力を最大限に伸ばすために、本町では従来から町独自基準による少人数学級の配置により、個々に応じたきめ細かな教育を行い、また、各小中学校で補習学習等も実施している。放課後に学習塾に通う子もいるが、共働き等により保護者の送迎が難しいなどの環境下の子もあり、家庭環境などによって学習の機会が制限されている状況もある。

国のGIGAスクール構想により、学校におけるICT環境は大きく前進したが、授業を行う教員が研修等を受けスキルアップしていくことも課題のひとつである。

学校給食については、本町の学校給食は地産地消の献立に力を入れており、児童生徒のからだづくりの一端を担っている。給食の提供の方法が共同調理場方式であることから給食の配送が必要で、今後は、共同調理場の施設整備や給食車の老朽化により順次更新が必要となる。

② 社会教育・社会体育

社会教育においては、住民の多様なニーズに応えるため推進体制の整備を進めるとともに、地域住民の生きがいをづくりをはじめ、伝統文化の伝承及び青少年の健全育成を目的とした“人づくり”の拠点として公民館が担う役割は大きく、中央公民館を中心に、社会教育・生涯学習事業の充実を図る必要がある。

スポーツ活動の振興については、今後、開催が予定されている国民スポーツ大会のために、体育施設を整備しつつ、指導者の育成・確保に努める必要がある。

また、社会教育施設及び社会体育施設の老朽化が進み大規模修繕と水銀灯の生産終了により、照明設備のLED化が必要である。

人権教育については、八頭町人権を尊重するまちづくり基本計画を策定し、さまざまな施策を推進してきた結果、人権に関する理解や認識がある程度深まってきているが、同和問題、女性、子ども、高齢者等の人権課題が依然として存在しているほか、社会情勢の変化に伴い、新たな人権課題も生じている。

③ 集会施設等

高齢者の増加とともに少子高齢化が特に過疎地域において加速している。高齢になっても健やかに過ごすためには、健康寿命の延伸が必要であり、自立した生活が可能となる健康づくりの取り組みを推進していく必要がある。

健康増進、生涯学習事業において各地域でさまざまな運動教室に取り組むなか、町民が主体性をもって健康づくりを実践し、従来の「行政主導」から「地域主体」による健康づくりを推進していく必要がある。町民一人ひとりが、運動をはじめとした健康づくりの取り組みを実践し、習慣化できる環境の整備を図っていく必要がある。

(2) その対策

① 学校教育

- ・ふるさとキャリア教育の推進、コミュニティ・スクールの取り組み等により、子どもたちのふるさと愛を育てる。
- ・通学ルート見直し等スクールバスの利用について検討すると共に、必要に応じて老朽化した

スクールバスの更新や車庫の整備等を行う。

- ・学校施設長寿命化計画等による学校の改修など、子どもたちが安心安全に過ごすことができる学校環境整備を行う。
- ・町独自基準による少人数学級や特別支援員の配置、通級指導体制により、個々に応じたきめ細かな学校教育を継続して推進する。また、学力向上のために、既存の施設を有効利用し、児童生徒のニーズに対応した学びの場等の設置について検討する。
- ・GIGAスクール構想で配備した1人1台タブレットPCを活用した効果的な授業を行うため、ICT支援員の配置や教員のICT関係の研修等を行い、スキルアップを図る。
- ・学校給食の配送のため、必要に応じて老朽化した給食車の更新を行う。

② 社会教育・社会体育

- ・生涯学習、生涯スポーツの取り組みをさらに進めるための地区公民館、体育施設の修繕、改修及び照明設備のLED化などの施設整備を行うとともに、組織体制の充実を図る。
- ・同和問題をはじめあらゆる差別の解消のための人権施策に取り組み、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向けて推進する。

③ 集会施設等

- ・健康づくり拠点の整備を行い、運営を図る。

○目標

目標指数（KPI）	目標値 (令和7年)
子ども学習教室の開設	1箇所
健康づくり拠点（公設民営のスポーツジム）の整備	1箇所

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 屋内運動場 屋外運動場 水泳プール	小中学校改築・大規模改修・屋根改修	八頭町	
		小中学校体育館改築	八頭町	
		小中学校グラウンドの改修	八頭町	
		小中学校プールの改修	八頭町	
	スクールバス・ボート 給食施設	スクールバス及び車庫の整備・改修	八頭町	
		共同調理場施設整備、給食車両の更新	八頭町	

	(3)集会施設、体育施設等 公民館 集会施設 体育施設 その他	地区公民館等改修	八頭町	
		社会教育施設の改修	八頭町	
		社会体育施設等の整備・改修	八頭町	
		社会福祉施設等の整備・改修	八頭町	
		健康増進施設の整備	八頭町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	少人数学級の実施	八頭町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上記の取り組みは、公共建築物の計画的・効率的な維持管理並びにコストの平準化・抑制に寄与するものである。また、今後も継続して安心・安全を始めとする適切なサービスを提供していくという観点からも八頭町公共施設等総合計画との整合性はとれている。

10. 集落の整備

(1) 現状と問題点

若者の定住のための分譲地が必要との要望に応え八東地域に平成14年度と15年度並びに平成19年度と平成20年度に過疎地域集落再編整備事業（定住促進団地整備事業）により、「桜ヶ丘団地」51区画を造成し平成24年5月末で51区画すべての分譲を行ったが、その後も町内外から新規分譲宅地を望む声が多くあり、定住のための集落の整備として、対策を講ずる必要がある。人口減少対策として若者の定住やI J Uターンを促進するため宅地造成による計画的な住宅地の供給が課題になっているが本町の民間による宅地造成は郡家地域の中心部に集中しておりその他の地域・地区では住宅用地の供給が不足している。

また、町内には、大小合わせて134の集落（行政区）があり、厳しい地理的条件、人口の流出及び高齢化等により存続が危惧される集落もある。集落は、住民自治の原点であり地域が自立していくために、重要な役割を担い、維持・発展を図る必要がある。

(2) その対策

- ・老朽化等により、自治活動に支障をきたす集会所の整備を図り、集落の自治機能及び地域コミュニティの強化を支援する。

- ・人口減少対策に、若者の定住やI J Uターンを促進するため、公営住宅の改修や計画的な宅地造成を行う。

○目標

目標指数（K P I）	目標値
-------------	-----

	(令和7年)
宅地造成	1箇所

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10. 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	定住促進団地整備事業	八頭町	
		宅地造成事業	八頭町	
	(3) その他	集会所整備事業	八頭町	

11. 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

町内には地域に伝わる伝統文化、歴史、芸能等が残っており、豊かな歴史、文化にはそこで暮らし長年守り続けてきた人々の思いや願い、郷土への自信や誇りが宿っている。これらは地域づくりを行う上で重要なものであるが、少子高齢化や若年層の流出等に伴う担い手不足により地域に伝わる伝統や芸能が消失する懸念がある。

(2) その対策

- ・伝統文化、芸能の保存活動に取り組む団体等と連携を図り、その活動を支援することにより、伝承・継承と地域の発展を目指す。
- ・伝統文化の保存・伝承に努めるとともに、後継者の育成支援を図る。
- ・地域文化の振興を図るため、地域文化振興施設を整備する。

○目標

目標指数（K P I）	目標値 (令和7年)
文化・創造施設の整備	1箇所

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11. 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	地域文化振興施設の整備	八頭町	

	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	伝統文化保存伝承事業	八頭町	
--	-----------------------------	------------	-----	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上記の取組は、公共建築物の計画的・効率的な維持管理並びにコストの平準化・抑制に寄与するものである。また、今後も継続して安心・安全を始めとする適切なサービスを提供していくという観点からも八頭町公共施設等総合計画との整合性はとれている。

12. 脱炭素化・再生エネルギーの利用の推進

(1) 現状と問題点

国連機構変動枠組条約第21回締約会議（C O P 2 1）において、「京都議定書」に代わる、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み「パリ協定」が採択された。また、鳥取県においては長期的な目標として、2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを表明した。

本町では地球温暖化対策として集落集会所への太陽光発電整備や家庭用発電設備等に対する支援を実施しているが、再生可能エネルギーの利用促進をはじめとする環境負荷の低減に配慮した取り組みの普及に努め、地球温暖化防止のため対策を積極的に実施する必要がある。

(2) その対策

- ・集落集会所への太陽光発電施設や家庭用発電設備等の設置者に対して助成を継続して実施し、再生可能エネルギーの利用促進を図る。
- ・太陽光発電施設、小水力発電施設及びバイオマス利活用施設等の整備・普及を図る。
- ・住民への省資源・省エネルギー等に関する意識向上を図る。

○目標

目標指数（K P I）	目標値 (令和7年)
家庭用発電設備等補助件数	32件（8件/年）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
---------------	--------------	------	------	----

12. 再生可能エネルギーの利用の促進	(1)再生可能エネルギー利用施設	小水力発電施設整備	八頭町	
---------------------	------------------	-----------	-----	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

脱炭素化・再生エネルギー施設については、施設整備費用の抑制を主とした取り組みを推進するものであり、八頭町公共施設等総合管理計画との整合性はとれている。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現状と問題点

町内全域において急速に進む少子高齢化に伴う人口減少と定住化を促進するため、集落等、地域住民の創意工夫による活動を協働・支援するとともに、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための諸施策を展開していく必要がある。

男女共同参画社会の実現においては、実効ある取り組みが必要であり、「八頭町男女共同参画プラン」の着実な推進を図る必要がある。

また、住民自治の観点から、参加と公開による行政の展開を図るため、住民参加型の施策を展開していく必要がある。

さらに、恵まれた自然環境は本町の大切な財産であり、環境保全・景観形成のための施策を行い、自然と調和のとれた町を後世に残すよう努める必要がある。

(2) その対策

- ・地域資源を活用したイベントの開催により活性化を促進する。
- ・地域活性化に係る取り組みに対して支援を行う。
- ・婚活支援事業を推進し、人口増加につなげる。
- ・地域住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化、その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、過疎地域持続的発展自立促進特別事業として過疎地域活性化基金を造成し活用する。
- ・八頭町男女共同参画プランを推進し、男女が社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれることなく、誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現に努める。
- ・景観保全・環境美化を促進するため、各種ボランティアによる体制づくりに努める。

○目標

目標指数 (K P I)	目標値 (令和7年)
男女共同参画、パートナーシップ制度等の啓発数	2回/年

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	過疎地域活性化基金造成事業 婚活支援事業 男女共同参画プランの推進	八頭町 八頭町 八頭町	